

熊本県行政文書管理規程の一部改正について

1 報告の経緯

令和2年度の組織改編に伴い、熊本県行政文書管理規程を令和2年10月13日に改正。

今回の改正は行政文書の管理方法の変更ではなく、形式的な変更であることから、今回の委員会に事後報告するものである。

2 改正の概要

組織改編に伴う改正

組織改編に伴い次のとおり改正を行った。

(1) 令和2年10月13日改正、同日施行

商工観光労働部を改編し、商工労働部及び観光戦略部を設置することに伴う別表の改正

3 改正点

別添「熊本県行政文書管理規程新旧対照表」のとおり

資料3-2

【参考】再編の全体像

